

笛吹市第5次地域福祉計画第3回策定審議委員会議事録

日時：令和8年6月23日（火）

午後3時30分から午後5時

場所：笛吹市役所本館3階301会議室

出席者：委員(12名)

高木寛之(委員長)、風間斉、竹内稔、小林文明、今泉教秋、羽田哲也、
水口昭玄、星合美紀、小尾恭一、望月栄一、太田孝生、岩間正剛

手話通訳者(2名)

事務局(5名)

杉原康天福祉総務課長、生原淳一、龍澤真以

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 富山大智、近江谷愛

合計17名

欠席者：委員(1名)

植村詔子(副委員長)

傍聴人：0名

【司会進行：杉原福祉総務課長】

1 開会(事務局：杉原福祉総務課長)

それでは皆様、こんにちは。

定刻より若干早めですが、皆様お揃いですので、会議の方を始めたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ、本会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、福祉総務課の杉原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りの次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の終了時間につきましては、午後5時を予定しております。

時間までの終了に向けて、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始める前に、互礼を交わしたいと思います。

皆様、御起立をお願いします。

「相互に礼」

御着席ください。

最初に、策定審議委員会の成立を宣言させていただきます。

笛吹市地域福祉計画策定審議委員会設置条例第6条の規定に、「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。」と定めております。

委員数13名に対し、本日の参加者12名であることから、過半数以上の出席を確認いたしました。

よって、本審議委員会が成立していることを、ここに宣言いたします。

会議を始める前に、本日の会議の資料について、確認をさせていただきます。

お手元には、今回の審議委員会の次第と、審議委員会の委員名簿、今後の策定スケジュール、事前にお配りしました骨子案の以上でございます。

福祉計画の骨子案につきましては、事前を送付させていただいておりますが、お手元にはない方はいらっしゃるでしょうか。

よろしいでしょうか。

なお、今年度から、新たに委員をお願いいたします方の御紹介をさせていただきます。

名簿番号1番、笛吹市連合区長会理事風間斉様です。

(風間委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局:杉原福祉総務課長)

名簿番号3番、笛吹市赤十字奉仕団委員長小林文明様です。

(小林委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局:杉原福祉総務課長)

名簿番号7番、笛吹市保育協議会会長水口昭玄様です。

(水口委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局:杉原福祉総務課長)

皆様におかれましては、計画の完成まで、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、3名の方につきましては、お手元に委嘱状をお配りしてありますので、

御確認をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、笛吹市第5次地域福祉計画第3回策定審議委員会を開会させていただきます。

本日は、AIを用いた議事録作成ソフトを使用しております。

御発言いただく際は、お近くのマイクを御使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は、笛吹市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開にて開催させていただきます。

また、本日の会議の内容につきましては、同要綱第10条の規定により、所管部署において6ヶ月間の閲覧及び市ホームページへの掲載をしますので、御承知おきください。

本日も、羽田委員に御出席いただいておりますので、一緒に、手話通訳の方にも同席いただいております。よろしくお願いいたします。

また、本計画策定業務の受託業者であります、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の富山様、近江谷様にも説明員として御同席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員長挨拶です。高木委員長、御挨拶をよろしくお願いいたします。

2 委員長あいさつ

(高木委員長)

皆さん、こんにちは。

今日は5時までの1時間半ですが、たくさんの議題、皆様方からの御意見を受けながら、さらにこれを良いものにしていく時間にしたいと思っています。

ここで、少しだけ2点程お話しをさせていただきますが、先般、社会福祉法の改正がとりました。

この中で、地域福祉に関するものを見ていくと、大きいものは、介護保険の関係で、過疎地域における支援の仕方についてのものが大きかったわけですが、特に今回、私たちが見ていく地域福祉では、DWA Tと言われている災害時に派遣していく福祉の専門職チームをしっかりと作っていかうということでした。山梨県内においても、たくさんの災害が想定されていますが、その際に、支援を継続することができるのか、そしてその際に、専門職と言われている人たちが、チームを組んで支えていくことができるかということが、国の方から示されており、これは、私たちもやっていかなければいけないことです。

先般、週末に、地域福祉に関する学会があり、その中で、様々な研究、そして実践というものが報告されていましたが、災害に関するものと、社会福祉の専門職だけ、ないしは研究者だけではやっていません。

今回、地理学が専門のある大学の先生が、気持ちや優しさでは助けられないということで、実際に地理学という観点から、どのような災害が起きたときに、どのような被害が想定されて、それに対して、私たちはどのように動くことができるのかお話しがありました。こういったことを考えると、例えば、この計画の中だけでは難しいかもしれませんが、この計画の後に、福祉のところだけで考えるのではなく、庁内に地理学であったり、土木であったりというところに精通する職員の皆さんもいらっしゃるので、そういった方の知見ももらいながら、どのように被災していく、ないしは避難していく人たちを支えていくのかということについても、ここで、問題提起だけはしていきたいです。

もう 1 点です。地域福祉で大事なことは、住民の活動です。これは、我々、ボランティア活動というように広く言っていますが、昨今、これが制度の下請けになっているということに対する大きな危機感というものを全国の実践研究者が感じています。介護保険の方では、生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターが、地域の人たちに支え合い活動をしてくださいとお伝えしています。

その中で、いつのまにか支え合い活動が、本来、専門職が行うべきところも、場合によっては、任されてしまっている可能性があります。困りごとのみを解決するのがボランティア、ないしは、地域の活動になってしまっているのではないのかということです。もっと豊かな文化を作っていくところに、住民活動の良さというものがあるわけですが、そこに対しての支援であるとか、そこに対する理解が落ちているのではないのかといった問題提起がされていました。

これは、私たちが計画を作るにあたっても、地域住民の活動で困っていることを支えていくときに、マンパワーがないからしていくという文脈だけにはしなくていいです。それを否定することはないですけれども、それだけにしないというところで、皆さん方が普段関わっている中での考えや知見、今後、こうしていきたいということも含めて、お伝えいただきたいです。

この後は、皆さん方から多くの御意見をいただいきたいです。私からは、以上です。

(事務局：杉原福祉総務課長)

高木委員長、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。審議委員会の設置条例第 5 条に、「委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。」と定めておりますので、高木委員長には、議長をお願いしたいと思います。

それでは、議事の進行をよろしくお願いいたします。

3 議事

高木委員長が議長となり、議事を進行。

(1) 計画骨子案の検討について

(高木委員長)

最初に議事の(1)「計画骨子案の検討について」事務局より説明をお願いします。

(事務局:生原)

計画骨子案については、基本的な考え方は、現計画である第4次地域福祉計画をベースとしており、計画の基本理念、計画の基本目標については、現計画を踏襲する形となっており、具体的な施策については、庁内作業部会及び策定審議委員会で協議をしていただき、修正等を行う中で、新たな計画を策定していく旨説明を行う。

(事務局:富山)

配布資料「笛吹市第5次地域福祉計画 笛吹市第2期成年後見制度利用促進基本計画骨子案」に基づき説明を行う。

(高木委員長)

ありがとうございます。ただいま事務局からの説明が終了いたしました。皆さん方、事前に読んでこられた方もおられますし、ここで初めてという方もおられます。また、説明を聞いて、理解や納得した部分もあると思います。

御意見ないしは質問でも構いませんが、何かありませんか。それでは、よろしくお願いします。

(望月委員)

教育委員会の、望月です。14ページについて質問です。

人口の状況の部分で、75歳以上が占める割合の記述の中で、令和7年で高齢化率は、30.8%となっています。これは、おそらく笛吹市の数字だと思います。全国の高齢化が27.9%、山梨県の高齢化が30.1%で、「笛吹市の高齢化率は山梨県より低く、全国よりも高くなっている」という表記になっていますが、この数字だけ見ますと、笛吹市が一番高いです。その辺りの数字についての質問、意見です。

(高木委員長)

ありがとうございます。今の表記の仕方についての意見ですね。どうですか。事務局の方で、修正できそうなところがありますか。

(事務局：富山)

申し訳ございません。データの誤りがあったところかと思います。

細かい誤差はあるかもしれませんが、今、調べたところ、令和7年の山梨県の高齢化率は、31.9%ということです。

福祉統計によって数字が違う可能性もあります。おそらくここは、数字の打ち間違いかと思います。申し訳ございませんが、数字を訂正させていただきます。

おそらく「笛吹市の高齢化率は、山梨県より低く」という部分は、そのとおりだと思いますので、数字を訂正する形で確認いたします。

(高木委員長)

ありがとうございます。我々が零点数パーセントと読み解くかです。はっきり言うと、あまり変わらないです。ただし、それを変わらないと書くのか、市として、そうではないというように力強くメッセージで載せるのかどうか、ここは、結構大事なところですよ。

あまり変わらないというようにやっても良いわけですが、そうではないというところを出していきたいのか、これは職員の皆さんが、この数字を、どう読んでいくかということになります。これは、また職員の皆さんで、話し合いをしていただきたいと思います。

数字の間違いがあれば、それは訂正していただきたいですが、ここの数パーセントの差というところを、市としてどのように表現したいのかということに関しては、こだわっていただきたいと思います。

(竹内委員)

民生委員の竹内です。市に質問です。この中に、重層的支援体制整備事業のことが書いてあり、笛吹市は、今調整中であるとのことですが、当然これは、この計画の中に書き加えていかなければならないのですが、31ページのところには「ワンストップの窓口はないものの、ツーストップで適切な支援につながる体制作りを進めることが必要だと考えています。」とあります。

ただ、私は重層的支援体制整備事業では、全てをワンストップで対応するという制度ではないか考えています。しかし、何年か前の保健福祉部長さんから、笛吹市は、このツーストップで適切にやっていくから良いということ、聞いて

たことがあります。現在のお考えは、どうなっていますか。

(高木委員長)

市として、重層事業をどうしていくのか。そして、ワンストップなのか、そうではないのかという御質問です。いかがでしょうか。

(事務局：杉原福祉総務課長)

今の御質問ですが、重層的支援体制整備事業は、先ほども申しましたとおり検討中ではあります。ワンストップが理想的ではあるのですが、1ヶ所に集中すると、その担当職員が、事務として回らなくなるという現状もあります。

ここにも書かせていただいたとおり、笛吹市としては、どこの窓口に行っても、その問題を受け止め、そこで、横の連携を強化していくという方向でまとめていきたいと考えています。

まだ、まとまってはいないのですが、今はそういう方向性で、まとめていきたいと考えています。

(竹内委員)

前の部長さんにお伺いしたときも、そういった回答をいただきました。

既に、笛吹市では、重層事業を取り入れなくてもできているという説明を聞きました。

もう1つあります。この重層事業が、全国的にいろいろなところで話を聞いてみると、決して良い制度ではなく、この近くでは、甲州市か山梨市がやめてしまったと聞いたことがあります。決して、この制度が、素晴らしい制度であるというように考えていないといったことも聞きます。

それは事実なのか、先生の説明をいただけますか。

(高木委員長)

重層事業を書くかどうかにかかわらず、法律的には、包括的支援体制を作ることは、市町村の努力義務となっています。平たく言うと、総合相談をどの市町村もやってくださいということがありますので、それに関しては、書いていただいて良いかと思います。

その総合相談を進めていくにあたっての手法として、重層的支援体制整備事業というものを行いましょうとなっていますが、こちらは、手上げです。

ですので、そこは手をあげているところもあれば、ないところもあります。県内、県外も含めて、市町村の判断として、助成金をどのように取っていく

のかということが、1つ行政が運営をしていくときの、論点になっています。

それぞれでやっていた方が、各分野の助成金を活用できるというタイプもありますけれども、一方で、各分野の取組を一緒にできるということが重層事業です。

例えば、高齢者の予算を、子供の方にも充てることができます。あるいは、障害者の予算や、子どもの予算で、地域の居場所を作っていこうというときに、高齢にまで広げていけます。この辺りが、重層的支援体制整備事業を行っていくときの予算繋がりのところですよ。

例えば、児童の関連で分野別の助成金を多くもらっていて、こちらだけでやりたいということがあれば、そのまま、やっているとこも確かにあります。山梨県内でも、予算の問題で、そちらの選択、経営判断をしている自治体もあります。

一方で、うまくこれを活用しているというところがポイントになっていて、全国の各市町村見ていくと、この重層的支援体制整備事業に関しては、ポイントは、体制を整備することになります。総合相談に、ポイントがあるのではないですよ。これをやるための体制を、整備していくところにポイントがあります。

例えば、ワンストップの窓口という話だけではなく、重層的支援体制については、大きく3つあります。総合相談をしていきたいと思いますということです。

これは、決して市役所だけではなく、市内全部で、総合相談体制を整えていきたいと思いますので、決して市役所の窓口の話だけをしているわけではないのです。こういった総合相談をいろいろな社会福祉法人を含めてやっていきたいと思いますというのが1点です。

そして2つ目が、参加支援と言われているものです。これは、相談をしたとしても、その人たちが、どこで何か活躍する場所があるのかと言われると、そういったものがないので、そういった場所を作っていきたいと思いますということです。この中には、住宅の話なども入ってきてはいるわけですが、活躍できる場所を作っていきたいと思いますという話しです。

そして、もう1つが、地域づくりと言われているものです。地域の中で、障害を持っている方たちの相談がうまく繋がり、サービスもあったとしても、差別や偏見があったら生きていけないですよ。グループホームを、建てるのが出来ません。

そういう意味では、地域の皆さんが、いかに理解をしていくのが重要です。また孤独・孤立ということも含めて、行政が最後まで面倒見るわけではないので、福祉サービスは基本的には終わります。行政は、自立というものを目指していますので、そういう意味では、自立したときに、誰と関わるのかということです。

に、行政と関わるだけではなくて、地域住民と関われるように理解、啓発を進めていくなどというところに、地域づくりの良さがあります。行政サービスで、相談をどんなにしても、役所の職員は、一緒には遊びに行ってくれないです。

そういう意味では、こういった一緒に遊びに行ってくれる人たちを、どのように育てていくのかという、漢字の福祉：「困りごと」のサービスではない、「ふくし」サービスをどのように作っていくのかです。平仮名の「ふくし」ですけれども、普段の暮らしの幸せの方の関係性をどう作っていくかというところで、地域づくりというものがあります。

こういったものを上手にやっているところと、そうではないところが出てきています。これ、何が上手かになります、体制をどう作っているかです。

では、ここをどうしていくのかというところで、重層事業の良さが出ているところもあれば、なかなか難しいところもあります。

(竹内委員)

今、説明の中にもありました総合相談に関してですが、以前、笛吹市社会福祉協議会が市から委託を受けて、総合相談を行っていたのですが、今は、止めています。その止めた原因に、私も絡んでいます。

民生委員の立場として、毎回その総合相談に出席をしていたのですが、ほとんどが弁護士の先生に関する質問で、我々の出る幕はほとんどありませんでした。各地区で民児協の会長が、そこに出ていたわけですが、他の会長に聞いてみても、ほとんど、行って、座っているだけということでした。

民生委員の代表は、出なくても良いのではないですかと、僕が言ってしまったために、総合相談が止められてしまったのではないかと思い、責任を感じています。

このときの総合相談は、今の重層事業の中の総合相談として考えられますか。

あのとき行っていたものは、全然違うということなのか、その辺りを教えていただけますか。

(高木委員長)

いかがでしょうか。当時の総合相談と、今検討している総合相談についてです。

(岩間委員)

保健福祉部の岩間です。この、今の地域福祉計画の中で出てくる総合相談窓口というものは、市民の方が市役所などに来て、例えば、引きこもりであるとか、ヤングケアラー、こどもの貧困でなど、いろいろな相談をされますけれ

ども、笛吹市の場合、今は総合相談窓口、ワンストップ窓口というものがない形で、それぞれの担当部局が、それぞれ受け止めています。

引きこもりならば、庁内の引きこもり支援、庁内連携会議ですとか、ヤングケアラーならば、庁内の連携会議などを行っていて、それぞれの担当課が受けたものを、しっかり中で繋いで、他の課に、関係がある内容であれば、そこに引き継ぐという形で行っています。

竹内会長がおっしゃっている、以前の総合相談というものは、弁護士や民生委員などを一同がそこに揃ってという形になります。ここで言っている総合相談というものは、市民の方が市役所を訪れて、そこで受け止めるときの体制整備のことを言っているので、少し違うのではないかと思います。

先ほど、事務局の方から話がありましたが、重層事業のところについては、現在、検討中ということがあります。先ほど先生の方から、国の方の詳細な部分は、御説明いただいて、助成金などという話もありましたが、昨年度末には、助成金の考え方も国として、考え方を変えていくということで、梯子を外されたようになりました。これから、行って行こうとしていた自治体にとって、今までの話しと違うのではないかなというような制度の変更もありました。

今回の総合計画で新しくなった部分でも、私の方から意見を言わせていただいたことがあります。包括的な支援体制整備を自治体として取り組んでいくということは、どこの自治体も、地域福祉の中で一番基本的な考え方として行っていかなければなりませんので、総合計画の中になかった包括的な支援体制という文言を追記してくださいと、総合計画の会議の中で、意見させていただきました。

そのやり方は、それぞれの自治体で、どういった形で行っていくかということがあります。それは、先ほど事務局の方から話したように、ワンストップという形には、ならないかもしれませんが、そこも含めて検討中ということです。笛吹市としてどんな形になるかわかりませんが、いずれにしても、先ほど先生から御説明があったような包括的な支援体制整備に向けて、対応していきたいと思っています。

(高木委員長)

他に何か計画をお読みいただいて、御質問や御意見ございますか。

(風間委員)

今回、初めて参加させていただきました。区長会の理事ということで、石和町の区長会の会長の風間です。

資料を見させていただいて、私がイメージしていたものと若干違ったところ

があります。

第4次の計画の中身が分からなかったので、先ほど会議が始まる前にそれを
いただきたいという話しをしました。今回の計画を立てるにあたって、このア
ンケート等によって、課題を抽出して、方向性を引き出して、それに対して具
体的な対策を、この後、立てていくというようにお聞きしました。この統計デ
ータなどは、もう少し細分化したデータや、あるいは、それに対する分析評価
というものは在りませんか。

もう1つは、先ほど言った第4次計画についての評価というものは、どこに
出てくるのかが分かりません。統計データの方でいうと、例えば、14 ページ
15 ページのところだと、基本台帳の人口の推移ということで、全体の推移は出
てきます。

ただ、ここの地域福祉計画で、フォーカスして、今後、課題を見つけ出して、
それぞれの地域で取り組まなければならないので、区長会という立場で言うと、
各区に響くような、データがないといけないのではないかという気がします。

例えば、石和地区と、御坂、あるいは芦川という、それぞれの笛吹市の場合
は、旧町ごとに地区がありますが、それぞれの課題や問題は、全然違うはずで
す。

高齢化率にしても、子どもの教育に関してもそうです。そういうところを引
き出すような、データというものは、ここの地域福祉計画の中では、示す必要
はないのかと疑問に思います。

もう1つは、前回の評価というところでは、これは、社協の地域福祉活動計
画とも絡んでくるはずなのだけでも、それぞれ、この前回の計画の中で立て
たものについて、現時点でどのように評価するのかというものは、庁内評価の
現状から読み解くのか、それとも何らかのデータが出てくるのか、その点につ
いて、その辺りをお聞きしたいと思います。

(高木委員長)

事務局として、いかがでしょうか。

市レベル、区レベルの詳細なものまで、あると良いのではないかという御意
見です。どうぞ。

(竹内委員)

今のことに関連した話しです。この地域別のものは、おそらく第3次のとき
には、アンケート結果として出されていきました。後の方で、アンケートのとこ
ろも、第3次のときには、もっと地域別の評価、結果が出ていました。それによ
って、コメントもそれぞれ書かれていたと思います。

(事務局:富山)

ではまず、地域別の状況について、統計とアンケートについて御意見をいただきました。アンケートの方の回答は、簡単ですので、そちらからさせていただきます。

今回、初めて御参加ということで、御説明ができていなくて、申し訳ありません。昨年度、最後の会議で、アンケートの報告を議題にさせていただきました。そこで、分厚い報告書をお配りさせていただきました。その中では、各町、石和から芦川までのそれぞれの結果を掲載して、細かい御説明もしました。今回は、それを踏まえて、要点のみを抽出したという形になっています。

ただ骨子の 32 ページに 1 ヶ所だけ、地区のものが入っているところが一応あります。例えば、防災訓練の参加率でいうと、地域特性の差がかなり出ていたので、その辺は、これからの施策検討に有用だろうということで、要点として掲載をしています。

一方で、他のところについては、地区別の差よりも年代別の差が大きいなど、施策を考える上で、優先度的には、そちらの方を紙面に掲載していきたいということで、分かりやすい紙面作りの観点から、今回は、そこを抜粋しました。

現行計画の評価については、庁内の会議では、現行計画のそれぞれの事業に対して、例えば、ABC という評価を行い、C だった場合の理由のようなことを事細かに整理して、出していました。一方で、今日、皆様に見ていただく資料としては、それを全てお出しすると、膨大な量になりますので、今回は、課題のまとめの中で、各事業で特に課題として、こういうものが必要ではないかという提案があったところなど、また、重要な事業を抜粋してお示しました。

事務局に確認したところ、その辺りの資料も、必要であれば、御提供できますので、そこは、また、次回の会議までに調整をさせていただければと思います。

(風間委員)

ありがとうございます。これだけの資料なので、おそらく、その前に、いろいろ検討し、あるいは示されたものがあるということは、推察しました。ただ、こういう構成で出して、社協の方で作る地域福祉活動計画との兼ね合いが、どのようになっているのかということがイメージできなかったのでお聞きしました。

それから、もう 1 点です。基本目標のところにも 4 つあり、4 番目が、「権利擁護の推進」で、そこも前回のアンケート項目ということであげています。「成年後見の制度の促進」というところが唯一、そのことをもって、「権利擁護の

推進」というように書かれていますが、権利擁護という、もう少し幅広いと思います。

大きく言えば、人権が侵害されるような事例や事案が地域の中には起こり得ます。あるいはそういうことが気になったときに、民生委員に御相談するか、あるいは相談窓口へと、全てが繋がっているのかは、分かりません。

ただ、おそらく、成年後見人の問題だけではなく、いろいろなことがあるのではないかと思います。なので、このところはもっと膨らますことはできませんか。

(高木委員長)

事務局いかがでしょうか。

おそらく、この基本目標 4 というものが、成年後見制度利用促進基本計画に当たるものと読むことはできるわけですが、一方で権利擁護と書いたときに、成年後見だけではなく、もっと幅広いものになるのではないかという意見です。

この点について、事務局から、回答できることがあれば教えてください。

(事務局：富山)

今の第 4 次計画に入っていた基本目標 4 の具体的な事務事業の一覧を見ていくと、確かに、成年後見に関するものしか入っていなかったのも、これは、課題の部分なのかなと思っています。

なので、権利擁護の推進に関する成年後見以外の事業で、載っていないものから洗い出した上で、それを盛り込んだ上で、そこにあたるような表現を基本目標の 41 ページのところにも追加していくという形にします。

41 ページに、表現を書くだけ書いて事業がないという状態が、よりまずいと思いますので、そこは、事業の方を先に洗い出して、そこに対して、当てはまるような表現を追加する形で、検討したいと思います。

(高木委員長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。

(星合委員)

よろしくお願いします。児童館連絡協議会の星合です。

36 ページ、37 ページについて質問です。風間さんのお話しの補足として、お聞きしたい質問です。

成年後見制度について、これからもっと広く、情報発信をしていきたいとい

うように、課題のところにあるわけですが、私自身も、成年後見制度を知っているかどうかと言われたら、知っていると言うと思いますが、やはり、詳しい内容や、あとはどういった方が、どういったタイミングで、どういう順序で使えるのかということは、全く分らないです。

実際、自分も将来これを使うのかどうかも分かりません。おそらく広く市民の方も、漠然と、自分とは関係のない話しかというように思っている方が、ほとんどだと思います。

36 ページのところで、「成年後見制度を利用したくない・わからない理由」があります。ここを見ると、やはり内容がよく分らないというのが 44%でして、一番多いものが、制度を利用せずに、配偶者や子どもたち親族に任せたいというところなんです。これは、気持ちとすれば、そうだと思います。

しかし、やはり、今これだけ高齢化も進んできて、高齢者の一人暮らしも増えて、家族と一緒に住んでいない人たちが、もっと増えてくると、この制度を気軽に使えるのが良いと思います。誰でも使える制度になっているのかどうか、ある程度のリスクがあるものなのか、こういった方でないと使えないというような、条件が決まっているのかどうか、教えていただきたいです。

それで、最終的には、広報をするということであれば、例えば、フローチャートのようなものを作って、「家族がいる」「いない」のように自分のいる状態がどちらなのかフローチャートで選んでいくと、これ使えますとか、最終的には、「連絡先はここです」のように、見てすぐに分かるようなものを作ると良いと思いました。

(高木委員長)

ありがとうございます。

御質問と御意見と2つの側面がありますが、事務局としては、今の御質問御意見に対して、現段階で答えられること、ないしはこの計画の中に反映できることというものがあれば、教えていただきたいです。

先に、小尾さんの方からお願いします。

(小尾委員)

社会福祉協議会の小尾です。私どもの法人で、「後見センターふえふき」を運営しており、その中で、成年後見制度利用促進事業というものを市から受けています。

分かりやすいもので言うと、成年後見制度利用促進事業の中で、市民後見人を増やそうということで、後見制度の研修会等を広報で募集し、何回か講座を開きながら、成年後見制度とは、こういうものですとか、支援員として、こう

いう仕事がありますということをお示ししています。

あとは、社会福祉協議会の広報の中でも、成年後見制度とはこういうものですと、できるだけ市民の方に、後見制度を知っていただいて、利用をしていただくように努めてはいるのですが、なかなか広めるのは難しいです。今後も続けていきたいと思いますが、私どもの広報もなかなか見ていただけていないところもあるようです。

成年後見制度で言うと、本人の判断能力がある、ない、のところが重要になってきますので、成年後見制度が必要ではないかと思われるような人がいると、私どもの方で、相談を受けた場合には、最終的に、ドクターの診断によって、その人の認知能力が、ある、ないによって家庭裁判所で診断、判断するのに、補助、保佐、後見という3つの段階があります。

この人は、認知症の症状によって、後見制度で全てのことをお願いすることもありますし、ある程度の判断はできるけれども、取り消し権だけを非後見人の方が持っているなどというように、御本人の認知、判断能力の状況によって、家庭裁判所で、判断をしてくれます。

心配であれば、どなたでも病院受診をして、後見センターでも良いですし、相談していただければ、後見制度を使えるか使えないか、こういう制度ですと説明させていただきます。

その中で、一番多いのは、ケアマネさんから支援をしている利用者の中で、判断能力がなくなってきて、心配なのだけれども、どうしたら良いのかと話があります。認知の症状によって、病院を受診して、家庭裁判所に申し立てを行い、後見人さんを誰にしますかと決めます。弁護士の先生や、司法書士の先生、私どもも、法人後見を行っていますので、社協で法人後見を受けたりもしています。

後見人さんに、土地、財産が多くあって、それをどういう形で管理していくかという場合には、法律家がつく場合もあります。そうではなくて、例えば生活保護を受けながら、施設の利用についての申し立てや、支援が必要であれば、社協が行っている方も何人かいらっしゃいます。ケースバイケースでいろいろなケースに合わせて行っています。

(星合委員)

認知機能が衰えてきたときにということであれば、御本人からの申請というものは、まずないということですか。

(小尾委員)

そうですね。細かくなりますが、成年後見制度の前に、日常生活自立支援事

業というものがあり、平成12年の4月に介護保険制度が始まりました。そのときに、成年後見ではないけれど、日常の金銭管理が心配であるという方の御支援をさせてもらうのは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で、行っています。

通知が来ても分からないとか、お金の管理ができないといった細かいところを、一緒にお家に行って郵便物を見たり、生活の支援をさせていただいたりしています。ある程度それが進んで物忘れがひどくなってくると、次の段階として、後見人制度の方へ繋いでいくことがあります。

あとは、包括の場合は、介護の場で、認知症が進んできてどうでしょうという相談があると、社協の方で対応します。

(岩間委員)

今、小尾局長から説明していただきましたが、いずれにしても、市民の方に対する周知もまだ足りないと思います。

36 ページを見ても、「後見センターふえふき」を市の方で委託しているのですが、認知度も低い状況にあります。なので、先程、フローチャートのような話しもありましたが、また、広報等で市民の方に分かりやすく周知をしていく必要があると思っています。

(高木委員長)

ありがとうございます。

どこまで載せていくのかということも入ってきていますので、また、分量も見ながら、御検討いただきたいと思います。

今、二次元バーコードで飛ばすこともできますから、そういうものも活用しながら、紙の計画書だけではなく、データとして、こういったものを提供するかなどということも含めて、御検討いただきたいと思います。

他には、いかがでしょうか。

(風間委員)

先ほど今後のこの計画の中に具体的な施策や、事業等に落とし込んでいくということでしたが、それを進めるにあたって、この体制作りなどということも載せていくと思います。

先ほど、先生が言われたように、場合によっては、体制を作るというところに、市役所そのものの大きな役割がありますので、それを進める上で、市役所がどのように体制を作っていくのかということも、盛り込んでいって、それを計画期間の中で評価していかないといけません。

事業ができたか、できないか、数字が動いたというだけでは、なかなか地域福祉の実現というところにはいかないと思います。

これは、社協と両輪だと言っても、社協だけ頑張れば良いという話しでもないですし、地域づくりで、地域だけ頑張ってくださいという話しでもなく、この地域福祉計画を行政が作って、それを推し進めていく上での体制をこの計画の中でしっかりと落とし込まないといけないと感じました。

(高木委員長)

ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。

(竹内委員)

1 つお願いがあります。先ほど御説明いただいたアンケートについて、報告書には、全部のアンケートを入れて、それぞれのコメントが書かれているわけですね。

1 つ気になるのが、34 ページの下のところです。「孤独・孤立を抱える人における特徴的な課題」の説明の中に、「民生委員を知っている割合が 3 割を切っている」とあります。これは、非常に気になりました。

これも先ほど言いました第 3 次のときに細かいアンケートがあり、その中にも載っていましたが、そのときには、各地区別の割合も出ていました。私が所属している石和地区が一番低く、当時 23%程度でした。これに私は非常にショックを受けて、こんなに知らないのかということで、その後、民児協としても、新聞を作り全戸配布をして、みんなに認知度を高めて存在を知っていただくような活動をしていました。

知っているという割合が 3 割は、決して低い数字ではないそうです。全国のアンケート資料はありませんが、いろいろなところで聞いたところ、3 割知っていれば十分だと、当時の委員長だった先生から言われました。

確かに、石和地区は、23%程度だったので、非常に低かったのですが、3 割もの人を知っていれば十分だという話を聞いて、安心したのですが、そうではなく、5 割以上の人に知ってもらわなければならないということで、いろいろと努力をしています。

ここで 3 割を切っているという言葉が使われると、少しショックを感じます。その辺りをもっと良い言い回しの言葉を使っていただければと思います。

(高木委員長)

では、事務局からお願いします。

(事務局:富山)

言い回しについては、修正をさせていただきます。民生委員の認知度について、今回、資料には載っていませんが、口頭で割合をお伝えしたいと思います。

民生委員を知っていますかという質問で、4段階で聞いています。「利用したことがある」か、「利用したことはないが、内容や地域の委員が誰かを知っている」で、ここまでを、知っているとしています。「言葉を聞いたことはあるが、詳しく知らない」と、「知らない」というこの4段階で聞いています。

上の2つの割合を出してしまして、笛吹市全体では、47.3%が知っているということで、ほぼ半分にも達しています。お住まいの石和地区では、43.5%で4割を上回ったということで、日頃の御活動をいただいた結果が出ているのではないかと思います。

一方で4割、5割くらい市民全体では知っていただいているのに、孤独・孤立を抱えている支援が必要な方では、3割を下回っているということが課題だと思っていて、ここは、それが伝わるような表現に変えつつ、直したいと思います。

結果の報告ということで、口頭で恐縮ですけれども、お伝えさせていただきます。

(高木委員長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

私から、2点ほどあります。1つ気になったのは、20ページです。

市町村の後見人等の申立て件数の推移を見ていくと、例えば県内78で笛吹市は9なので11%と、かなりの割合を占めています。人口で割ってみたとしても、県内の発生率よりも市の発生率の方が高いです。ここの「年間15件となっています」というものを、県と比較する意味が何か分からないです。77万と6万を比較して、件数少ないではないはずですが。ここに関しては、何を言いたかったのか曖昧になっています。

少ないと一見、思うのですが、発生率を考えたら高いという話しです。こういった統計的なところで、悩ましい部分がありますので、何のメッセージを発したいのかということがあります。「年間15件前後になっております」というものは、皆さん方は、ここから何をメッセージとして言いたかったのかということを、再度御検討していただきたいです。

今、回答して欲しいという話しではないので、考えていただきたいと思いません。全体的なところもそうなのですが、これ前回のデータがあるか、ないかというところにもよるのですが、前回から比べて変化しているというところを、やはり見たいわけです。

そういう意味では、もし前年度があるのであれば、それを出していただきたいと思います。例えば、34 ページの孤立の話もありましたが、笛吹市と山梨と全国を比べて、うちは少ないという話なのかということです。

前回に比べて、増えているのか減っているのかというところで、比較したいものは、他との比較ではないわけです。これがないのならば別ですけども、これは、どこと比較したいのかというところで意図が分からないものがいくつもありますので、もう一度、市役所の皆さん方で、検討してください。これは何を言いたいのか、うちは県内より優れていると言ってどうしたいのかというところも含めてです。

これは、市の計画なので、市としてどう変化してきたかというところに、重点を置いていただきたいです。

それともう1つあります。風間委員が先ほどおっしゃったことで、非常に大事なことがありました。この後、これはまた具体的なことを書いていくわけですが、やった、やらないというタスクのゴールだけではなくて、どういうプロセスなのか、そしてどういうリレーション（関係性）なのか、こういった人たちが、関わるようになってきたというところも評価の中に入れていきたいです。

つまり、計画の中にも入れていきたいわけです。今の、この計画の庁内の市の職員さんがやってきた評価というものは、やりましたという話しだけになっています。

これ批判的に言うと、前回の計画のときも、計画を立てた人と評価をするときに、職員が大きく変わっています。どういう意図で作ったのか分かりませんとはっきりとおっしゃっていて、もう少し変えられないかという話しをしたら、5年ぶりに見ているからできないという話しでした。

実際問題、5年ぶりに見てしまうのかもしれませんが、これはなかなか難しさがあります。そこを非難することではないのです。どういう計画で、こういうプロセスであるとか、こういう人たちを巻き込んでいきたいということを書いていただければ、後から見の人たちができるようになりますので、書いていただきたいです。

先ほど風間委員がおっしゃっていましたが、何人やった、何人来た、こういう話しではない計画というところです。それを今後の計画のあり方というところで、各政策の方向性の中で、全部書くのが難しいかもしれませんが、一部でも良いので、少しずつ書いていただきたいということが、私からはあります。

(2) その他

(高木委員長)

続きまして、(2)「その他に」なりますけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ、事務局から何かございますでしょうか。

(竹内委員)

1つ市にお聞きしたいのですが、孤独・孤立対策推進法の中で、昨年、官民連携プラットフォームという組織ができたのですが、官民連携ということで、行政が入ったのですけれども、笛吹市としては、この点についてどのようにお考えですか。

(高木委員長)

いかがでしょうか。今の段階で、回答を持ち合わせていれば、それをお伝えいただきたいと思いますし、現段階で情報が少ない中だと難しいということであれば、後ほどでも構いません。

(竹内委員)

県の方では、県社協が官の入らない状況の中で、地域福祉応援プラットフォームを作りました。国の方では、官民連携してという指示があって、山梨県も動いてくれて、官民連携プラットフォームという形でやりましょうということで昨年できました。

ただ、できただけで、その後に、それが動いているかという、動いていないです。それが市町村の方には、どのように伝わっているのか、知りたいです。

(事務局：生原)

今言われましたように、官民プラットフォームということで、県の方では作っておりますけれども、今、笛吹市としては、まだそちらには、加入はしていません。

名前は定かではないのですが、国の孤独・孤立支援の関係で、市町村でも強制ではなく努力義務ということで、推進委員会のようなものを作ることができるという説明は、去年、昨年度、県の方の説明会の中でも聞いております。

ただ現状としては、まだ市の方で県のプラットフォームに加入はしてない状態になります。

(高木委員長)

ありがとうございます。それでは、他はありませんか。

ないようでしたら、以上で本日の議事について、すべての審議が終了いたし

ました。委員の皆様には、貴重な御意見および活発な討議をしていただき、ありがとうございました。皆様の御協力で、無事に進行ができましたことに感謝申し上げます。

それでは、これにて議長を解任させていただきます。どうもありがとうございました。

4 その他

(事務局：杉原福祉総務課長)

高木委員長におかれましては、スムーズな議事進行を行っていただきまして誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは「その他」になりますけれども、皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。それでは事務局の方から、1点御連絡をさせていただきます。

(事務局：生原)

それでは、事務局の方から今後のスケジュールということで、説明をさせていただきます。

お配りした今後の策定スケジュールという資料を、御覧いただければと思います。

昨年度から、この策定委員会で策定作業を進めてきていまして、今年度、本日は第3回目ということで、行っております。今後は、第4回目を予定としましては、9月11日の金曜日に、計画素案の検討となっております。時間は書いていませんが、午後1時半を現段階では予定しています。

それから、第5回目は10月20日ですけれども、パブリックコメント案の検討ということで、これも時間は決まっていますが、午後を予定しております。

裏面になりますけれども、11月12日の庁議がありまして、それから24日の議会全員協議会で、第5次の地域福祉計画(案)について説明を行う予定です。

それに向けて今後、策定作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(事務局：杉原福祉総務課長)

今、説明がございましたとおり、今後のスケジュールのとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の開催につきましては、令和8年9月11日、午後1時30分からを予定

しております。改めて、開催通知を皆様にお届けしますので、御出席のほどよろしく願いいたします。

本日は、第3回審議委員会ということで、委員の皆様には、貴重な御意見をたくさんいただき、ありがとうございました。次回は、計画素案の検討ということになりますので、また委員の皆様の御意見をよろしく願いいたします。

5 閉会

(事務局：杉原福祉総務課長)

それでは、これもちまして、笛吹市第5次地域福祉計画第3回策定審議委員会を閉会させていただきたいと思います。

最後に、互礼を交わして、会議を閉じたいと思います。御起立をお願いします。

「相互に礼」

ありがとうございました。お疲れ様でした。